

■教育課程連携協議会

令和7年4月1日づけで、委員名簿の全員が構成員として就任。

年に1回開催。初回は令和7年11月に開催予定。

協議会で審議した内容を踏まえ、教育課程に反映・見直しをしていく。

教育課程連携協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)第6条の2の規定に基づき、産業界等との連携により、教育課程を編成及び円滑かつ効果的に実施するために教育テック大学院大学(以下、「本研究科」という。)に設置する教育課程連携協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究科長が指名する教員その他の職員
- (2) 本研究科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- (4) 本学の教員その他の職員以外の者であって研究科長が必要と認めるもの

2 協議会は、研究科長および前項第1号から第3号までの構成員をそれぞれ2名以上含むものとする。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員を指名する研究科長の任期の終期を超えることができない。

(審議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、研究科長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、議長は当該研究科長とする。

2 議長は、協議会を主宰する。

(会議)

第5条 協議会は、年に1回、議長が必要と認めるときに開くものとする。

(議事)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(議事録)

第8条 協議会の議事内容は、議事録に記録する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育テック大学院大学事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則 この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する